

## 国内ではどんな取組が行われているの？

日本国内では、環境省などの関係府省が連携して、POPs対策を進めています。具体的な対策としては、以下のような取組を行っています。

POPs条約で掲げる物質の製造、輸入及び使用の禁止については、非意図的に排出されるダイオキシン類を除く全ての物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)や農薬取締法(昭和23年法律第82号)などにより規制しています。

ごみ焼却などに伴って発生するダイオキシンなど非意図的生成物については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づき、排出規制を行うとともに、各発生源別のダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリ)を整備し、平成12年9月には我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を策定するなど、様々な対策を行っています。

また、ストックパイルや廃棄物の適正な管理及び処理については、次のような取組を行っています。

使用が停止されて回収・保管されているPCB廃棄物については、保管、処分等についての規制や処理体制の整備などを

目的としてポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(平成13年法律第65号)を制定するとともに、平成21年11月には最新のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定し、広域的な処理体制の整備を進めるなど、必要な対策を講じています。

過去に埋設された廃農薬については、環境汚染が生じないようにするため、平成20年1月に「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」を策定し、適切な管理がなされるよう指導しているほか、無害化処理技術の検討を進めています。

さらに、廃農薬やPOPs含有廃棄物について環境上適正な処理を確保するために必要な技術的留意事項の取りまとめも進められています。

環境中のPOPsによる汚染状況の把握については、国内における大気、水、底質、野生生物などの濃度を定期的に測定することによりモニタリング(監視)を行っています。新たにPOPs条約の対象となった物質については、環境中濃度の測定方法の開発も行っています。

この他、POPsに関する情報整理、対応技術の整備などを積極的に行っています。

## POPs 問題に対する日本の国際的な協力体制は？

POPs対策は世界的に進められており、UNEP(United Nations Environment Programme: 国連環境計画)を核として、各国関係省庁、政府間組織、非政府組織(NGO)、産業界などが協調して対策に取り組んでいます。

東アジア諸国においては化学物質管理が進んでいる国があまり多くなく、欧州と比べて取組が遅れています。環境省では、東アジア地域の各国に呼びかけ、同地域でのPOPs汚染実態の把握などの地域間協力を進めています。このような国際的な協力により、地球規模のPOPs汚染実態の把握へ向けた監視体制の整備などが進むことが期待されています。

(なお、東アジア地域では、2012年2月現在、中国、北朝鮮、日本、モンゴル、韓国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの各国が、POPs条約を締結しています。)

さらに、POPsなど有害物を含有した廃棄物などの不適正な輸出入を国際的に規制するためにつくられた「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に我が国も加入していますので、その取り決めについて実行していくための国内法の整備など様々な取り組みを行っています。

## POPs による汚染を防ぐために

以上のように、POPsは、残留性が高く、生物の体内に蓄積しやすく、使用した地域から遠く離れた地域に移動することで、そこに生息する野生生物にも影響を与えるおそれのある物質です。このようなPOPsによる汚染を防ぐためには、まず、その性質や影響を多くの方々にご理解いただくことが大切です。そして、一国だけで対応するのでは効果的な対策

は難しいため、多くの国が国際的に協調しながら対策に取り組むことが重要なのです。

また、条約の対象となっている21物質と同じような性質を持つ他の汚染物質を新たに見つけ出し、これらが製造されたり、使用されたり、意図せずに生成したりすることによって新たな汚染が生じないような取組も必要です。